

提案第 1 2 号

児童福祉事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある児童福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 出産祝い金については、合併時に廃止する。
- 2 子ども会については、連絡協議会への補助は中島郡祖父江町の方式とし、単位子ども会への補助は稲沢市の方式とする。

なお、組織については、合併後に統合する方向で検討する。

- 3 母親クラブについては、稲沢市の補助制度とする。
- 4 遺児手当は、支給年齢については中島郡祖父江町の制度とし、金額については稲沢市の制度に統一する。
- 5 母子家庭賃借住宅助成については、合併時に廃止する。
- 6 放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）事業については、現行のとおり継続する。

ただし、利用料については、平成 1 7 年 4 月から有料化とする。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	25 - 11 児童福祉事業の取扱い
調整の内容	<p>稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある児童福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出産祝い金については、合併時に廃止する。 2 子ども会については、連絡協議会への補助は中島郡祖父江町の方式とし、単位子ども会への補助は稲沢市の方式とする。 なお、組織については、合併後に統合する方向で検討する。 3 母親クラブについては、稲沢市の補助制度とする。 4 遺児手当は、支給年齢については中島郡祖父江町の制度とし、金額については稲沢市の制度に統一する。 5 母子家庭賃借住宅助成については、合併時に廃止する。 6 放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）事業については、現行のとおり継続する。 ただし、利用料については、平成17年4月から有料化とする。

【提案理由】

<ol style="list-style-type: none"> 1 出産祝い金については、制度の趣旨から反映された実績等を考慮し、見直しを行うものである。 2 子ども会については、適正かつ公平な補助を目的とし、クラブ活動の健全な育成を図るため見直しを行うものである。 3 母親クラブについては、児童福祉の向上のために必要な活動団体として支援するものである。 4 遺児手当については、制度の趣旨を明らかにするため適正な額とするものである。 5 母子家庭賃借住宅助成については、対象者の実態等を勘案し、制度の見直しを行うものである。 6 放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）事業については、適正かつ健全な運営を行うためである。

【法令・取扱通知等】

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

（児童相談所、福祉事務所及び保健所）

第18条の2 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として左の業務を行うものとする。

1. 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
2. 児童及び妊産婦の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な調査を行い、及び個別的に又は集団的に、必要な指導を行うこと並びにこれらに附随する業務を行うこと。

（放課後児童健全育成事業）

第21条の26 市町村は、児童の健全な育成に資するため、第六条の二第七項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、当該児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

第23条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用等適切な保護を加えなければならない。

- 2 前項に規定する保護者であって母子生活支援施設における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、母子生活支援施設は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。
- 3 都道府県等は、前項に規定する保護者が特別な事情により当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域外の母子生活支援施設への入所を希望するときは、当該施設への入所について必要な連絡及び調整を図らなければならない。
- 4 都道府県等は、第25条の2第3号又は第26条第1項第4号の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。
- 5 都道府県等は、第1項に規定する保護者の母子生活支援施設の選択及び母子生活支援施設の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、母子生活支援施設の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

（要保護児童の保護措置等）

第25条 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りで

ない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

第25条の2 福祉事務所長は、前条の規定による通告又は次条第1項第3号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 1．第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 2．児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第1項に規定する知的障害者福祉司（第27条第1項第2号において「知的障害者福祉司」という。）又は社会福祉主事に指導させること。
- 3．助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施（以下「保育の実施等」という。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の実施等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 4．第21条の25の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

（事業及び施設）

第34条の7 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

第35条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。）を設置するものとする。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。

3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

第38条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設とする。

第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
出産祝い金	実施していない	支給対象 3人目以降出産された方 支給額 出生児1人につき50,000円	実施していない	合併時に廃止する。
子ども会	市の補助 子ども会大会 スポーツ大会 年少リーダー研修会 指導者育成(研修)会 その他市長が適当と認めた事業 各子ども会による事業 ジュニアリーダー育成費 会員数 5,770人(H15.4.1) 団体数 156団体(H15.4.1) 補助額 ・子ども会連絡協議会 ～ は1事業200,000円 は50,000円(H15・16のみ) ・単位子ども会 は会員1人当たり300円	町の補助 子ども会大会 スポーツ大会 年少リーダー養成講座 指導者(研修)会の事業に充てる 会員数 466人(H15.4.1) 団体数 17団体(H15.4.1) 補助額 ・子ども会連絡協議会 10,000円×17団体 (祖父江町社会福祉協議会へ委託) ・単位子ども会 1団体あたり42,000円	町の補助 子ども会大会 指導者養成(研修)会 その他町長が適当と認めた事業 の事業に充てる 会員数 709人(H15.4.1) 団体数 19団体(H15.4.1) 補助額 ・子ども会連絡協議会 定額 260,000円 (平和町社会福祉協議会へ委託) ・単位子ども会 1団体あたり17,550円+460円× 人数	連絡協議会の補助額については、中島郡祖父江町の方式とし、単位子ども会の補助額については、稲沢市の方式とする。 なお、組織については、合併後に統合する方向で検討する。
母親クラブ	市の補助 親子及び世代間の交流、文化活動 児童養育に関する研修活動 児童の事故防止奉仕活動 児童福祉の向上に直接的に寄与する活動であり、市長が適当と認める事業 母親クラブに対する補助金	実施していない	実施していない	稲沢市の補助制度とする。

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
	<p>補助金 ~ の対象事業費の合計額に 1/2 を乗じて得た額。 ただし、年額 140,000 円を超えないものとする。 は母親クラブ 1 団体について年 額 185,000 円 ・ 15 年度母親クラブ数 9 団体</p>			
遺児手当	<p>受給資格 ・父又は母が死亡、重度の障害など ・児童が 15 歳に到達した最初の年度末まで支給 ・所得制限あり 手当の額 ・児童 1 人につき月額 2,000 円 対象人数 840 人</p>	<p>受給資格 ・父又は母が死亡、重度の障害 2 級以上など ・児童が 18 歳に到達した最初の年度末まで支給 ・所得制限なし 手当の額 ・児童 1 人につき月額 2,000 円 対象人数 200 人</p>	<p>受給資格 ・父又は母が死亡、重度の障害 2 級以上など ・児童が義務教育終了まで支給 ・所得制限なし 手当の額 ・児童 1 人につき月額 1,500 円 対象人数 88 人</p>	<p>支給年齢については、中島郡祖父江町の制度に統一する。その他については、稲沢市制度に統一する。</p>
母子家庭賃借住宅助成	<p>1 目的 ・母子家庭の生活の安定をはかる。 2 受給資格 ・児童が 18 歳の誕生日まで支給、申請の月から支給 ・母名義の借家に居住している方 ・非課税世帯 3 手当の額 ・月額 4,000 円(ただし、家賃額上限) 15 年度予算 対象人数 250 世帯</p>	実施していない	実施していない	<p>合併時に廃止する。</p>

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
放課後健全育成事業	対象 ・小学校 1 ～ 3 年生まで 時間 ・学校終了後から午後 6 時まで 利用料 ・無料 場所 ・児童館・児童センター (9 施設 公共 8 ・民間 1)	対象 ・小学校 1 ～ 3 年生まで 時間 ・学校終了後から午後 6 時まで 利用料 ・無料 場所 ・小学校空き教室利用 (4 施設)	平成 1 6 年度実施予定	対象・時間・場所については、現行どおり継続する。 ただし、利用料については、平成 1 7 年 4 月から有料化とする。

【先進事例】

新設合併	西東京市 (13.1.21)	子育て(乳幼児健全育成)相談については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣については、現行のまま新市に引き継ぐ。 児童館については、住民の利便性を図り、統一して運用できるよう新市において調整する。 学童クラブについては、住民の利便性を図り、統一して運用できるよう新市において調整する。 母子福祉資金の貸付については、現行のまま新市に引き継ぐ。 女性福祉資金の貸付については、現行のまま新市に引き継ぐ。 母子生活支援施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。 母子緊急一時保護移送等扶助費支給については保谷市の例により調整する。
	さいたま市 (13.5.1)	児童福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 子育て支援事業等については、統合又は再編し充実に努めるものとする。
	南アルプス市 (15.4.1)	国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。 児童虐待問題については、児童福祉法に従い、児童の健全育成及び保護に努める。
	周南市 (15.4.21)	児童クラブについては新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、保育料は、2,000円とする。
編入合併	呉市 (15.4.1)	原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。
	新居浜市 (15.4.1)	別子山村の保育所については、地域性を考慮し新居浜市のへき地保育所として引き継ぐものとし、保育料については、当面、月額4,000円とする。
	新発田市 (15.7.7)	豊浦町の母子手当制度については、廃止する。ただし、合併時、豊浦町の制度適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。 第3子以降誕生奨励事業については、新発田市の制度を適用する。ただし、合併時、豊浦町の児童扶養手当制度の適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。
	田原市 (15.8.20)	児童福祉に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。 ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ新市において調整するものとする。